

平成31年第79号議案

損害賠償の額の決定について

平成30年 2月21日、名古屋市千種区若水一丁目 2番23号所在の名古屋市立東部医療センターにおいて、名古屋市北区山田二丁目 3番32号の大久保春雄（事故当時70年）が障害を負った事件に関し、当該被害者に対する損害賠償の額を金 4,758,621円とするものとする。

なお、上記損害賠償金については、名古屋市立東部医療センターが加入している病院賠償責任保険から本市に補填される予定である。

平成31年 2月25日提出

名古屋市長 河 村 たかし

(理 由)

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

(事 実)

平成30年 2月21日、大久保春雄は、名古屋市立東部医療センター消化器内科において、透析用カテーテルを抜去される際に、誤って座位で施行されたため、血管内に空気が流入し、身体に障害を負ったものである。

この事故について、被害者から本市に対して損害賠償の請求があり、このたび示談が成立する見込みとなったものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

項 目	金 額
入 院 雑 費	75,000円
休 業 補 償 費	715,000円
慰 謝 料	3,250,000円

得べかりし利益の喪失額	718,621円
合 計	4,758,621円